

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 1 月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を納付したはずであるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、その妻が夫婦二人分を納付していたと主張しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番であることから、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの期間については、その妻の保険料は納付済みとなっており、その妻が同期間について申立人の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月の国民年金保険料については、申立人の妻も未納となっている上、当時は 3 か月に 1 回の納期であり、申立人は 55 年 2 月に厚生年金保険の被保険者となっていることを考え合わせると、55 年 1 月以降の保険料納付は夫婦共に行わなかったことが考えられる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 55 年 1 月について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同年同月の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成6年7月から同年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年1月26日まで  
社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤めていたときの平成6年7月から同年12月までの標準報酬月額が、事業所の全喪後に44万円及び41万円から15万円に引き下げられていることが分かった。  
申立期間に係る標準報酬月額を引下げ前の額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間の標準報酬月額を、当初、申立人が主張する平成6年7月から同年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7年1月26日）の後の同年2月21日付けで、申立期間に係る標準報酬月額を15万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年7月から同年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年12月まで

私は、昭和44年1月に会社を退職した際、A市で国民健康保険と一緒に国民年金にも加入し、国民年金保険料は口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が平成5年9月から居住しているB市において払い出されていることから、申立人は同年同月以降に同市において国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、申立人が直前に勤めていた会社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した5年9月16日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、その妻の分も一緒に行っていたと主張しており、その妻も年金記録の訂正について申立てを行っていたが、その妻は、加入手続及び保険料納付について記憶違いをしていたとして申立てを取り下げており、申立人の申立内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、口座振替により納付していたと主張しているが、申立期間には口座振替による納付が可能となる前の期間も含まれているなど、その記憶は曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から37年8月20日まで

A所で一緒に勤務していた長姉の厚生年金保険の被保険者記録は継続しているのに、私の被保険者記録は勤務期間の途中で欠落しており、申立期間が被保険者となっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

元従業員及び申立人の次兄（事業主の夫）の証言により、申立人は、申立期間において、業務内容及び勤務形態に変更が無く、A所に継続して勤務していたことが推認できるほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は認められる。

しかし、申立人の次兄は、「当時、私の妻が事業主であったが、名義上であって、事業所の業務には一切かかわっていなかった。」と証言しているところ、当該証言内容は、申立人も認めているほか、申立人は、一緒に勤務していた申立人の長姉についてもガラス加工のみの業務で、経営にはかかわっていなかった旨供述している。

また、申立人の次兄は、当該事業所を切り盛りしていたのは申立人であった旨を証言しているところ、元従業員も、「申立人抜きで事業所は回っていかなかった。健康保険証や退職時の脱退手当金などの社会保険関係は、申立人を通して手続が行われていた。」と証言していることから、申立人は、当該事業所において実質的には事業主として、当該事業所の事業運営に欠くことのできない存在であったことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態にあったと認められる場合に該当することから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 18 日から 36 年 7 月 14 日まで  
② 昭和 36 年 8 月 20 日から 40 年 7 月 1 日まで

A社を最終事業所とする厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金が支給されている記録となっているが、退職時に会社の勧めもあり、脱退手当金の請求手続を行ったが、脱退手当金を受給した覚えは無い。申立期間①及び②について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる者のうち、連絡先が把握できた3人からは、いずれも当該事業所の代理請求をうかがわせる手続により脱退手当金を受給したとの証言が得られている上、申立人が、「退職時に、会社の勧めもあり脱退手当金の請求手続を行った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われ支給されたものと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が退職した月の昭和 40 年 7 月 23 日に、当該原票に誤って記載されていた申立人の性別を男性から女性に訂正されたことが確認でき、その2か月後の同年 9 月 24 日に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い訂正が行われたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定が行わ

れているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当らない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 10 月 21 日まで  
社会保険事務所の職員の訪問によって、自分の標準報酬月額が遡及訂正そきゅうされていることを知った。自分はそのような届出の指示をした記憶はないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 11 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 10 月 27 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 47 万円から 15 万円に、遡及して訂正そきゅうされていることが確認できる。

しかしながら、複数の元従業員は、「当時、申立人は代表取締役として職務に就いていた。経営不振で給与の減額や遅配があった。社会保険事務所の職員が訪れ、申立人に滞納している保険料の納付を促していた。」と証言していることから、申立人は、当該事業所に係る厚生年金保険料の納付状況等について何も知らないと言える立場ではなかったものと考えられる上、当該事業所の代表取締役であった申立人の同意を得ずに、社会保険事務所が申立人に係る標準報酬月額そきゅうの遡及訂正の処理を行ったとは考え難いことから、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の記録訂正の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

A社に昭和 59 年 4 月 2 日から勤務し、60 年 3 月 31 日まで勤務したが、社会保険事務所で記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 26 日となっていた。

しかし、給与明細書からは、昭和 60 年 3 月分の保険料を控除されていることが確認できるので、同年 3 月も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持しているA社の給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書により、当該事業所の給与締切日は毎月 15 日であったこと及び申立人が当該事業所から支給を受けた最後の給与は日割りで 7 日分であることが推認できるところ、申立人の昭和 60 年 3 月分の給与は、同年 3 月 16 日から同年 3 月 25 日までの給与期間のうち、日曜日及び祝日を除いた 7 営業日分であると考えられる。

また、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和 60 年 3 月 25 日とされている上、当該離職日は、申立人が、当該事業所を退職した後の再就職先である B 社に提出した前歴証明書に記載されている当該事業所の退社日と一致している。

さらに、申立人の上司及び同僚からは申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、厚生年金保険法第 14 条においては、「事業所に使用されなくな

った日の翌日に被保険者資格を喪失する」とされ、同法 19 条においては、「被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると。申立人は、昭和 60 年 3 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間において当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査で、平成 7 年 3 月 30 日に、6 年 10 月以降の標準報酬月額が 50 万円から 17 万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正され、また、A 社の全喪後の 10 年 1 月 7 日に、9 年 4 月以降の標準報酬月額が 17 万円から 9 万 8,000 円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが分かった。

私は A 社の事業主だったが、このような記録訂正が行われていたことは知らず、納得できない。

申立期間中の報酬月額は引き続き 50 万円だったので、申立期間の標準報酬月額を遡<sup>そきゅう</sup>及訂正前の金額に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、A 社における被保険者期間中の平成 7 年 3 月 30 日付けで、6 年 10 月 1 日にさかのぼって 50 万円から 17 万円に減額され、さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（9 年 11 月 30 日）の後の 10 年 1 月 7 日付けで、9 年 4 月 1 日にさかのぼって 17 万円から 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自身の標準報酬月額が減額訂正されていることは知らなかったと主張しているものの、平成 7 年 3 月 30 日付けの遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理後の 3 回の定時決定（平成 7 年、8 年、9 年）の機会において、いずれも減額訂正後の標準報酬月額（17 万円）が届け出られていることを踏まえると、当該事業所の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額の当該減額訂正につ

いて知らなかったとは考え難い。

さらに、申立人は社会保険料の滞納があったことを認めている上、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理を行う場合、必ず会社の印鑑が押された届出書を提出する必要があることから、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、2度に渡り標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月10日から24年2月14日まで  
昭和22年4月15日付けA農業会の辞令によりB農業会駐在に技手として勤務を命ぜられ、その後通勤事情を考慮してもらい当時C農業会に勤務していた「技手」と23年4月10日に勤務地を交換してもらい形でC農業協同組合駐在に異動し、24年2月15日にD農業協同組合に勤務するまでの間は継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所の記録では、C農業協同組合に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年4月からB農業会に「技手」として勤務し、その後、C農業会へ異動したと主張しているところ、社会保険庁の記録により、22年4月16日から23年4月1日までの間、A農業会E支部において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、また、申立期間については、申立人から提出された履歴書により、C農業協同組合に「技手」として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人を含む「技手」については、厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和23年4月1日までは実際の勤務地に関係なくA農業会E支部で資格を取得しており、F中央会は、同E支部において同年4月1日付けで多数の資格喪失が見られるのは、同年4月から5月にかけて、多くの市町村農業会が農業協同組合に組織替えになったことに伴うものと考えられると説明しており、同E支部での資格喪失後、多数の者が数か月の空白期間を経て市町村農業協同組合において厚生年金保険被保険者資格を再取得している。

また、申立人が名前をあげたC農業会における元同僚の「技手」のA農業会E支部での資格喪失後の記録を見ると、申立人と同じくC農業協同組合での被保険者記録は見当たらず、上記のとおり、多数の者が数か月の空白期間

の後に市町村農業協同組合において厚生年金保険被保険者資格を再取得していることを考え合わせると、組織替えに伴う厚生年金保険被保険者資格の得喪の手續は円滑に行われなかったものと推測され、申立人については、A農業会E支部の資格喪失後におけるC農業協同組合での再取得手續は行われなかった可能性が高いと考えられる。

さらに、F中央会では、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は現存しないと説明している上、このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 5 日から 39 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 39 年 4 月 10 日から 41 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を得た。

脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、同一台帳記号番号で管理されている申立期間①及び②を基礎として計算され、支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、支給対象期間、月数、支給額及び支給日が記録されており、社会保険庁のオンライン記録と一致しているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月17日から同年8月25日まで  
昭和20年3月に尋常小学校高等科を卒業し、同年4月17日にA社B製作所に入社し、同年8月25日まで勤務した。当該期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人自身の証言により、申立期間において、A社B製作所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの関連資料は無く、具体的な証言も得られない。

また、申立人は、「自分は見習工であった。青年学校に入学した記憶は無いが、入社後3か月ほどの期間、飛行機の製造現場の見学をしたり、講習を受けたりし、実際に飛行機の製造作業に携わったのは1か月ほどの期間であった。」と証言しているところ、当該事業所に関する文献には、「(見習工が)60歳になり、厚生年金をもらおうとしたところ、戦争中、青年学校で国のお金を使ったとして、1年分もらえなかったそうだ。」という記載が確認できることから、当該事業所では当時、見習工については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

加えて、当該事業所は既に廃業となっており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無く、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。